第２　権利の変更
１　開始後利息等
別表８記載の一般更生債権のうち、開始後利息等については、更生計画認可決定日にその全額の免除を受ける。
２　元本等更生債権
⑴　別表８記載の一般更生債権のうち、元本等更生債権については、当該一般更生債権者が有する元本等更生債権のうち、60万円を超える部分について当該部分の88パーセントに相当する額につき、更生計画認可決定日に免除を受ける。
⑵　ただし、本節第３、２に定める弁済を行う場合は、上記⑴の免除は、当該弁済により本件基本弁済額（以下に定義する。）に上乗せして弁済することとなる金額の範囲において遡及的にその効力を失う。
３　テナント保証金返還請求権の取扱い
元本等更生債権のうち、テナント保証金返還請求権に係るものについては、更生計画認可決定日に同債権に付された停止条件（原状回復費用・未払賃料等の控除等）を消滅させる。なお、テナント保証金返還請求権のうち会社更生法48条３項により共益債権となった部分については、同債権に付された停止条件は維持されるものとする。
４　営業保証金返還請求権の取扱い
元本等更生債権のうち、営業保証金返還請求権に係るものについては、更生計画認可決定日に同債権に付された停止条件（未払手数料の控除等）を消滅させる。
５　ブラウンコート保証金返還請求権及びブラウンコート会員資格の取扱い
元本等更生債権のうち、ブラウンコート保証金返還請求権に係るものについては、更生計画認可決定日に同債権に付された停止条件（ブラウンコートの退会等）を消滅させる。
ブラウンコートの会員資格は、ブラウンコートの会則第７条⑵及び第11条にかかわらず、ブラウンコート保証金返還請求権が本更生計画に基づく弁済により消滅した場合であっても、当該会員の退会手続が完了する日まで、引き続き存続するものとする。
第３　弁済の方法
１　別表８記載の一般更生債権のうち、本節第２、２⑴による免除後の金額については、本件事業承継日から２か月を経過する日の属する月の末日までに一括弁済する。
２　管財人は、ＨＭＩ社と協議の上、第２章第１節第２、３⑴①ないし④記載の各工事代金（以下「本件各工事代金」という。）について一定額を減額して（この場合、本件各工事代金の合計額である第２章第１節第１、３記載の「耐震改修工事・設備工事費用」、及び同節第２、３⑴記載の「設備投資」の金額も、これに応じて減額される。）、当該減額分を原資として、これを元本等更生債権額から上記１による弁済額（本節第２、２⑴による免除後の金額、以下「本件基本弁済額」という。）を控除した残額に応じて按分した額を、本件基本弁済額に上乗せして、上記１による弁済と同時に、弁済することができる（したがって、念のために付言するに、かかる弁済を行っても、第２章第１節第１、３記載の「総投資額」は変更されない。）。
ただし、管財人は、かかる弁済を、本件各工事代金の合理性とともに、技術的・機能的・品質的に十分な耐震改修・設備工事の実施が確保できることを前提として行うものとする（なお、一部分の工事を段階的に実施する等（耐震改修工事実施時期の延期の見込みを含む。）、調整を行うことはあり得る。）。
第４節　弁済に関するその他の事項（省略）
第４章　未確定更生債権等の措置
未確定更生担保権の詳細は、「未確定更生担保権一覧表」（別表９）記載のとおりである。
未確定更生担保権が確定したときは、更生担保権として確定した額については第３章第１節の定めを、一般更生債権として確定した額については第３章第３節の定めを、それぞれ適用する。
この場合において、既に弁済期が経過しているときは、未確定更生担保権が確定した日から２か月を経過する日の属する月の末日までに一括弁済する。
第５章　担保権等の措置
第１節　存続する担保権
「存続する担保権一覧表」（別表10）記載の担保権は、更生計画認可決定後も同表「新しい債権額」欄記載の額の限度で存続する。
この場合、当該担保権は、第３章第１節の定めに基づき弁済が完了したとき又は担保権者が担保権を放棄したときに消滅する。
第２節　根抵当権の元本の確定
別表10記載の根抵当権について、根抵当権の担保すべき元本が未確定の場合、更生計画認可決定日に同表の「新しい債権額」欄記載の金額で確定する。
第３節　存続しない担保権
別表10記載の担保権を除き、更生会社の財産の上に設定された全ての担保権は、更生計画認可決定日に消滅する。
第４節　未確定更生担保権が確定した場合の措置
別表10記載の債権者について、当該債権者の未確定更生担保権が確定した場合、担保権は存在が確定した更生担保権額の限度で存続し、本章第１節の規定に従い消滅する。
第５節　抵当権の抹消に関する登記手続等
本章第１節及び第３節の規定に基づき消滅する担保権のうち、登記されている担保権については抹消登記手続を行うこととし、担保権者は、担保権消滅後に管財人から書面による要請があった後２週間以内に、かかる手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。
なお、本節による登記手続に要する登録免許税等の費用は更生会社が負担する。
第６章　弁済資金の調達方法等（省略）
第７章　更生計画において予想された額を超える収益金等の使途（省略）
第８章　共益債権の弁済（省略）
第９章　会社の措置
第１節　株主の権利の変更等
第１　資本金の額の減少
更生会社は、その資本金の額４億5000万円を減少し、減少後の資本金の額を０円とする。資本金の額の減少の効力は、更生計画認可決定時において生じる。
資本金の額の減少により生じた剰余金については、欠損の填補に充てるものとする。
第２　株式の取得及び消却
１　更生会社による株式の取得
更生会社は、本件事業承継日において、本章第３の募集株式を除く更生会社の発行済み普通株式全て（8800株）を無償で取得する。ただし、株主に対し、株券の提出は求めない。
２　取得株式の消却
更生会社は、本節第２、１によって更生会社が取得した自己株式について、その取得と同日に、全部を消却する。
第３　募集株式の発行
１　募集事項の決定
更生会社は、次のとおり新たに払込みを受けて募集株式を発行する。
募集株式の種類　普通株式
１株当たりの払込金額　１万円
募集株式の数　１万株
払込期日　本件事業承継日
増加する資本金の額　5000万円
増加する資本準備金の額　5000万円
２　募集株式の割当て
募集株式の全部を株式会社シンリョーに割り当てる。
３　募集事項等の変更
管財人は、裁判所の許可を得て、本節第３、１及び２の募集事項等を変更することができる。